

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

企 村 第000390号

令和 6年 6月 3日

枚方市長 殿



提出者

住 所 大阪府枚方市村野高見台7番2号

氏 名 大阪広域水道企業団 村野浄水場
場長 向井 隆裕

電話番号 072-840-5266

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪広域水道企業団 村野浄水場
事業場の所在地	大阪府枚方市村野高見台7番2号
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	36 水道業
②事業の規模	令和5年度 年間送水量 378,986,680m ³
③従業員数	94名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 資料1及び資料2のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に関する管理体制に関する事項					
(答型体則図)及び資料4のことおり)					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
【前年度（令和5年度）実績】					
①現状					
産業廃棄物の種類 上水汚泥（A工房） 上水汚泥（C工房） 廃油 廃プラスチック 木くず 金属くず 土					
排出量 431,210 l 64 t 0.16 t 6 t 1.65 t 0.95 t 1 t					
（これまでに実施した取組） 上水汚泥の底生層、塩川の水質状況により大きく変動するが、塩内で凝集剤などの注入・削除等を適正に行うことなどで、排出量の削減に努めている。					
②計画					
【目標】					
産業廃棄物の種類 上水汚泥（A工房） 上水汚泥（C工房） 廃プラスチック 木くず 金属くず 土					
排出量 564,000 l 61 t 2 t 1 t 1 t 1 t					
（今後実施する予定の取組） 上水汚泥の底生層は、塩川の水質状況により大きく変動するが、塩内で凝集剤などの注入・削除等を適正に行うことなどで、可能な限り排出量の削減に努める。					
③計画					
産業廃棄物の分別に関する事項					
(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
①現状					
(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
②計画					
今後も確認して上水汚泥、廃プラスチック類等の分別収集を徹底する。					

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

②計画

②計画

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥（A工程）	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	416,717 t	t
(これまでに実施した取組) 平成19年9月から、消石灰を加えない無薬注型脱水機に全面更新し、脱水ケーキ発生量の減量に努めている。ボイラーカラ発生させる蒸気を熱源とした乾燥機を用いて、脱水ケーキを乾燥させ、含水率を下げることで、ケーキ総量の減量に取り組んでいる。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥（A工程）	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	545,031 t	t
(今後実施する予定の取組) 平成27年9月に竣工した乾燥機での処理により、今後も継続してケーキ発生量の減量に努める。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	
【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)
②計画	【目標】 ②計画 産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	量
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t

産業廃棄物の種類	量
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
①現状	産業廃棄物の種類 上水汚泥（A工程） 醸油 水くず
全処理委託量	8,186 t 64 t 0.16 t 61 t 1.65 t 0.95 t t
依託認定処理業者への処理委託量	7,870 t t t 61 t 61 t 0.95 t t
再生利用業者の処理委託量	7,870 t t 0.16 t 61 t 1.65 t 0.95 t t
認定燃回収業者の処理委託量	t t t t t t t
既定燃回収業者への処理委託量	t t t t t t t
①現状	既定燃回収業者への処理委託量 (これまでに実施した取組) 平成27年から開始した再生利用者への処理委託を推進し、上水汚泥からリサイクル土へ改良することで、再資源化を実現する。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画
産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)
水くず
醸油
上水汚泥（C工程）

②計画

産業廃棄物の種類	量
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t
水くず	t
醸油	t
上水汚泥（C工程）	t

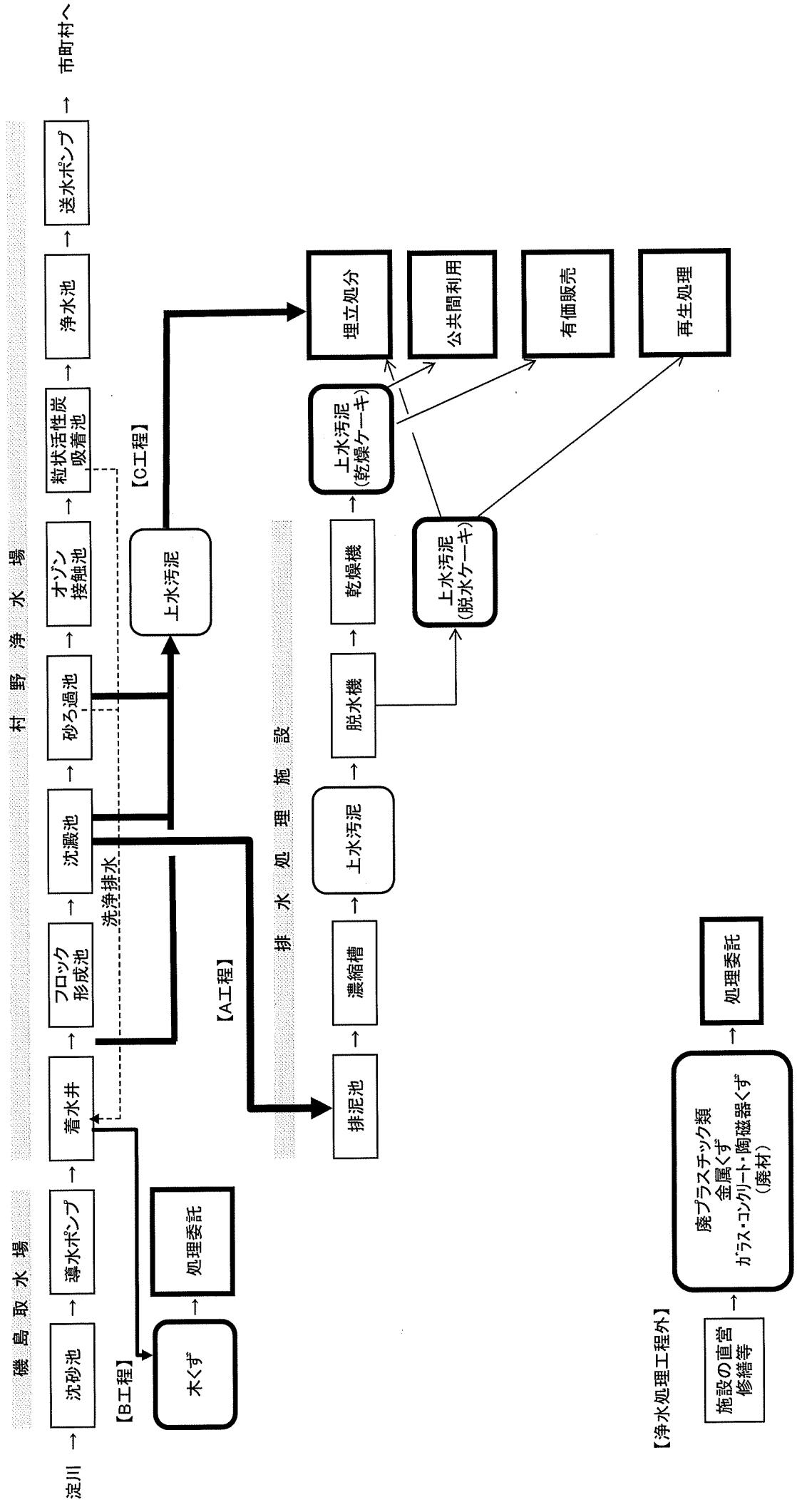
【目標】		②計画	
産業廃棄物の種類	上水汚泥 (A工程)	廃プラスチック	木くず
全処理委託量	13,050 t	61 t	2 t
優良認定処理業者への処理委託量	12,550 t	61 t	2 t
再生利用業者への処理委託量	12,550 t	61 t	2 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
②計画			
(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用者への処理委託を継続し、上水汚泥からリサイクル土へ改良することで、再資源化を促進する。			
			※事務処理欄

備考

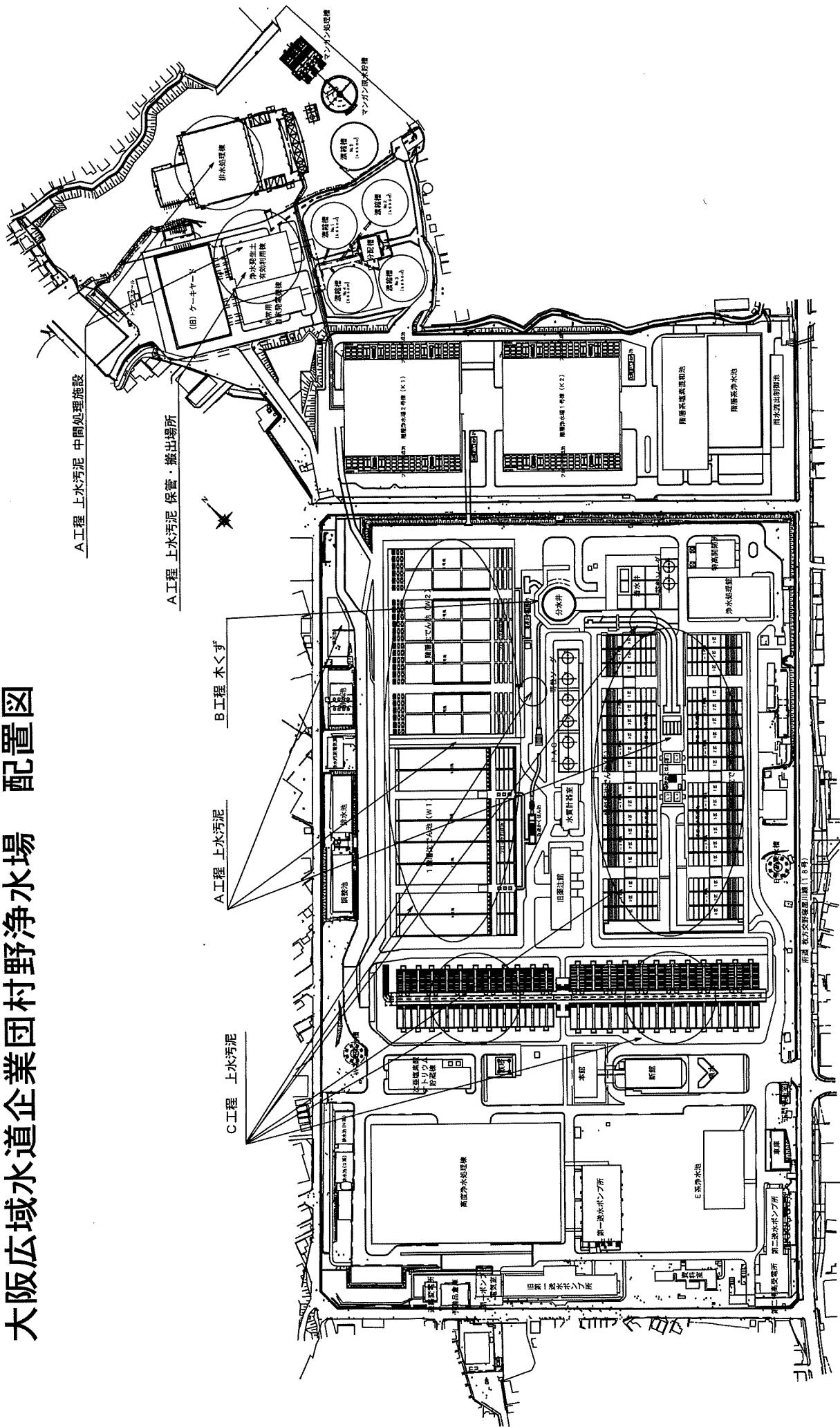
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【資料1】

〔産業廃棄物発生フロー〕



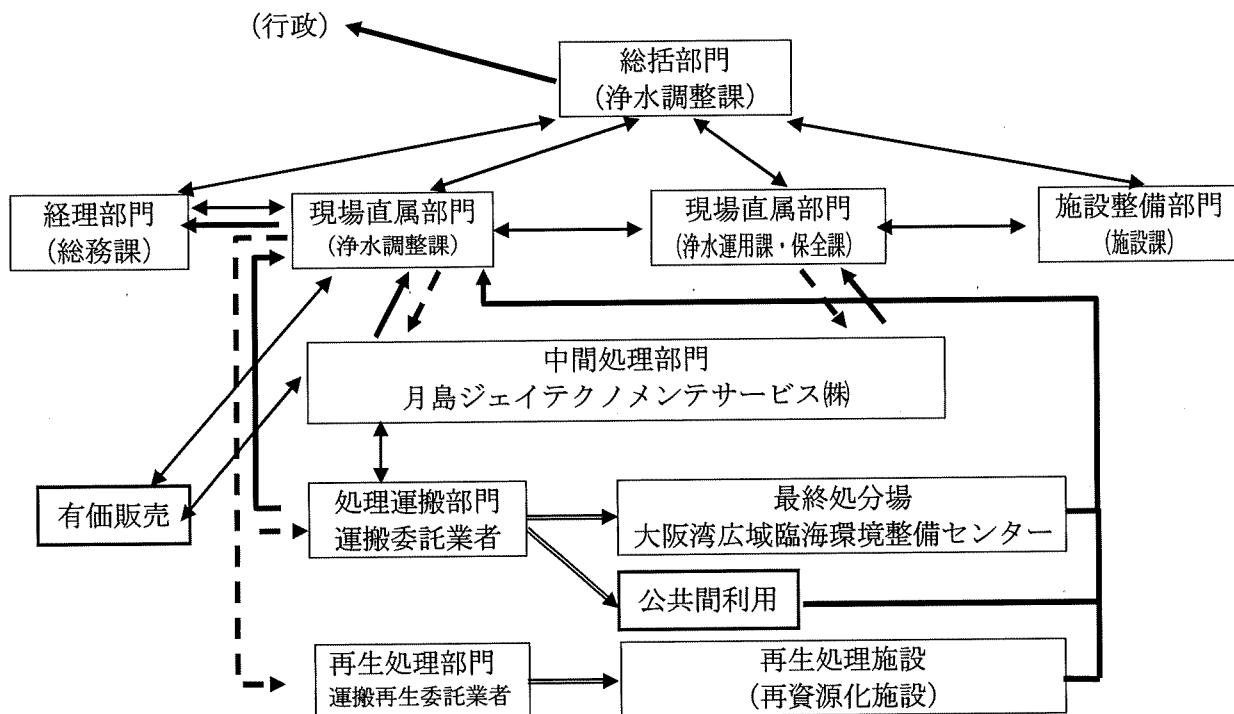
大阪広域水道企業団野净水場 配置図



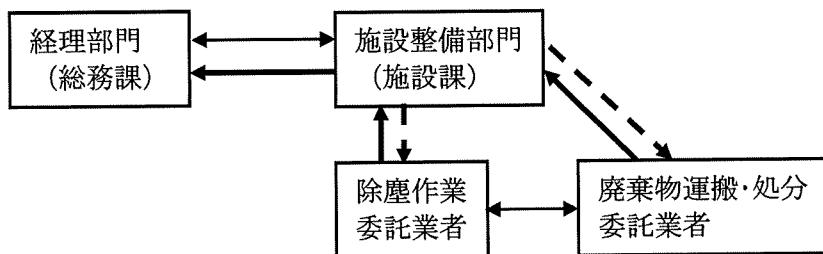
【資料3】

社内組織図及び各部署の役割

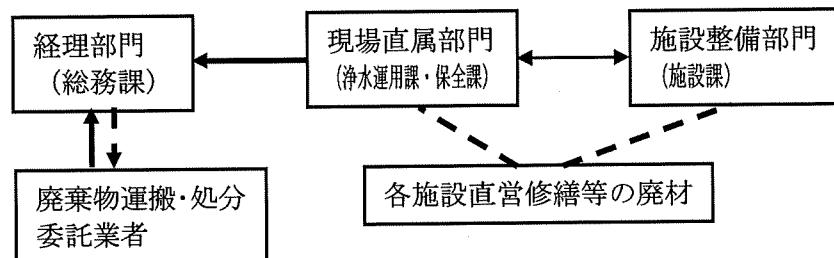
【A工程】



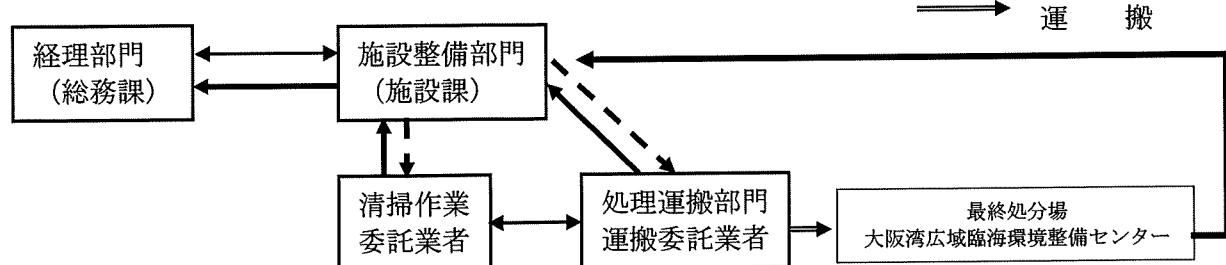
【B工程】



【工程外】



【C工程】



- - - → 指報
 - - - ← 告示
 - - - - → 相互連絡
 - - - - ← 直轄
 - - - → 輢搬

各部署の役割

部 署	役 割
総括部門 (浄水調整課)	<ul style="list-style-type: none"> ●行政に対する報告 ●各部門間の調整 ●施設の運転に必要な薬品の購入 ●施設の運転及び整備に必要な予算の調整及び管理 ●上水汚泥活用の広報 ●施設整備の計画立案
現場直属部門 (浄水調整課) (浄水運用課) (保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物の発生量、保管施設での保管量の把握 ●搬出量及び搬出先の調整 ●運搬業者への運搬指示、伝票（マニフェスト）等の管理 ●産業廃棄物の分析 ●中間処理施設の稼動状況の把握、記録の作成 ●中間処理部門受託業者の管理、監督 ●施設の維持管理点検、修繕業務の発注、監督 ●施設の運転に必要な薬品量の把握及び受入 ●簡易な施設の修繕 ●経理部門への経費支出に伴う報告
施設整備部門 (施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備工事の設計、工事発注、監督 ●施設の維持管理業務の発注、監督 ●産業廃棄物の発生量の把握 ●運搬業者への運搬指示、伝票（マニフェスト）等の管理 ●産業廃棄物の分析 ●簡易な施設の修繕 ●経理部門への経費支出に伴う報告
経理部門 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ●現場直属部門及び施設整備部門からの経費支出報告の内容精査 ●産業廃棄物の処分費用の支出 ●業務受託者への費用の支出 ●有価販売者への代金請求及び代金徴収 ●施設の運転に必要な資機材の購入、経費支出 ●工程外で発生する産業廃棄物の処分に係る発注、監督